

〇〇殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

昇降機等事故発生時における情報提供のお願い

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昇降機等に係る事故が発生した場合、特定行政庁等からの報告を受け、国土交通省において「特定行政庁等より報告を受けた昇降機等事故の概要」として公表しており、この度、情報を更新しましたのでお知らせします。

また、昇降機等に係る事故については、これまでも事故が発生した際、昇降機等の製造業者や保守点検業者等におかれましても、特定行政庁へ情報提供いただいているところですが、戸開走行という重大な事故についての情報提供がなく、覚知が遅れるという事案がありました。対象となる事故や情報提供様式についてお知らせしますので、事故が発生した場合には特定行政庁への報告をお願いします。

貴職におかれましては、貴協会会員に対してご周知いただくようお願いいたします。

記

(1) 「特定行政庁等より報告を受けた昇降機等事故の概要」の更新について

国土交通省のHPにおいて平成22年12月1日以降に特定行政庁等より報告を受けた昇降機等事故の概要を公表していますが、この度同リストに令和6年4月30日までに報告を受けた分を追加し、公表しました。

＜公表ページのURL＞

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

(2) 昇降機等に係る事故が発生した場合の特定行政庁への情報提供について

国土交通省では、昇降機等において発生した事故・不具合情報を収集しており、寄せられた情報について分析を行い、類似事故防止のための再発防止対策の検討等に役立てることとしています。

つきましては、昇降機等で事故・不具合が発生した場合、速やかに発生した場所を管轄している特定行政庁※宛に情報提供をお願いします。

※ 特定行政庁とは建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事を指します。まずは、事故・不具合が発生した場所の都道府県にて管轄の窓口をお尋ねください。

特定行政庁に対しては、昇降機等に係る人身事故等について、別添1の「昇降機及

び遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」(令和4年5月17日付け国住事防第9号)により、国土交通省への情報提供をお願いしており、以下の事故を対象としています。

- ① 死亡又は医療施設における治療が通常必要と認められる人身事故が発生した場合とし、以下の場合を除きます。
 - ・据え付けなど建設作業中のもの
 - ・昇降機又は遊戯施設の構造、維持保全又はその運行が原因でないことが明らかなもの
- ② ①に掲げる程度の人身事故が生じるおそれのある事象が発生した場合とし、具体的には下表の事象が発生した場合(通常時の点検により把握され、補修されたものを除く。)とします。

エレベーター	エスカレーター
○戸開走行 ○着床階の床レベル以外にかごがある際の戸開き ○突き上げ、突き下げ ○かご、主要な支持部分の破損	○逆走行等の異常動作 ○踏段と手すりの不連動 ○全体の脱落 ○踏段、主要な支持部分の破損
○安全装置の不作動 ○次の事象(※) ・駆動装置等の異常 ・索、釣合おもりの脱落 ○発火	○安全装置の不作動 ○次の事象(※) ・駆動装置等の異常 ・駆動チェーン、踏段チェーンの脱落 ○発火

※当該事象に対応した安全装置が正常に作動した場合は除く。

特定行政庁への情報提供にあたっては、国土交通省のHPに様式を掲載しています。

<情報提供様式ページのURL>

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html